

令和8年3月19日

**公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に規定する
入札金額の内訳書の改正について**

(総務課)

1 改正理由

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされた（入札契約適正化法第12条）。

2 改正内容

令和8年4月入札から、別紙のとおり、工事費内訳書を改正する。

なお、工事費内訳書の取り扱いについては、従前どおりとするが、しばらくの間、誤って旧様式で内訳書を提出してしまった場合、入札金額と旧様式の工事費内訳書の金額が一致している場合は有効とし、落札後、内訳書の差替えを可とする。

●工事費内訳書の取り扱い

(入札金額の内訳書の提出について（通知）平成27年3月20日付総務課長事務連絡)

1. 工事費内訳書は第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応する内容で作成すること。（様式は別紙のとおり。）なお、落札者とすべき入札がなかったとき直ちに行う再度入札において工事費内訳書を提出する必要はない。
2. 工事費内訳書は発注者が提示する本工事費内訳書に対応して工種等を記入すること。
3. 工事費内訳書は第1回目の入札の際に入札書に同封して提出すること。
4. 第1回目の入札に際し、工事費内訳書が提出されない場合及び第1回目の入札書に記載される入札金額と工事費内訳書の金額が一致しないときは、その入札者のした入札を無効とする。
5. 提出された工事費内訳書は返却しない。

4 今後のスケジュール

要領決裁後、令和8年4月1日から取扱開始。

3月部課長会議で庁内周知。3月中にはその他の改正を含め、小山町建設業協会会長及び町内事業者へ通知し、ホームページ等で公表予定。